

## 入学・編入学について

本校に入学・編入学を希望する者は保護者が編入学願書を校長に提出してください。ハノイ日本人学校規則第6条の就学資格を満たし、本校実施の入学・編入学審査に合格した児童生徒の入学・編入学を認めます。

### 1. 就学資格

原則として以下の条件を満たす児童生徒について入学（編入学）を認める。その他特別な事由により、校長及び理事会が承認した場合にはその限りではない。

- 1 日本国籍（二重国籍を含む）保持者であること。但し、当規則に定める国籍条項（※）を満たす場合はこの限りでない。
- 2 日本語による授業をうけることに支障のないこと。
- 3 指導者の指示を理解し参加できること。
- 4 個別の問いかけや助言を聞き入れ前向きに活動しようとする姿勢があること。
- 5 保護者がベトナムハノイ市内に居住していること。
- 6 授業料等の必要経費を納入できること。
- 7 本校が実施する入学（編入学）審査に合格すること。

### （※）国籍条項

日本国籍（二重国籍を含む）保持者でなくても、以下の条件を全て満たせば、第6条1を満たすものとみなす。但し、入学後、以下の条件に満たないとわかった場合には、退学を命ずることもある。

- a. 本校への就学目的が日本の義務教育課程の履修であること。
- b. 日本の学校または在外の日本の教育施設にて、日本語での幼小中の教育課程をどこかで通算2年以上経験していること。
- c. 日本語による授業をうけることに支障のないこと。
- d. 保護者は本校の学校規則・運営方針及びPTA活動を理解し協力すること。
- e. 学校及びPTAと主に（日常的に）コミュニケーションをとる保護者は常に学校と連絡できる手段を確保し、日本語による学校及びPTAからの連絡・要請に対応するとともにPTA各行事・活動に参加すること。
- f. 入学金を、日本国籍（二重国籍を含む）保持者よりUS\$200多く支払うこと。

### 2. 特別な支援を要する子女の受け入れについて

本校は特別支援学級を設置していません。特別な配慮を要する子女（身辺自立に支援が必要な子女、医療行為が必要な子女等）については、必ず事前に相談してください。面接及び入学審査を実施し、校長及び学校理事会が受入の判断を行います。面接及び入学審査の結果、受入が認められない場合もあります。また、通常の編入学（入学）子女についても、編入（入学）後、校長が必要と判断した場合は、専門医・専門機関への受診等を依頼する場合があります。